

受	令和 7 年 6 月 4 日
付	午前・午後 9 時 50 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 7 年 6 月 4 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 片瀬 卓三

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

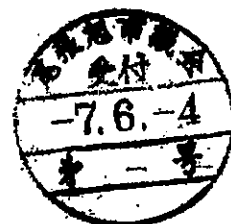
記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

尾張旭市「道路の損傷等通報システム」について

No. 2

要

IV

本市では、令和4年10月から道路の損傷やカーブミラーの破損などをスマートフォンから簡単に通報できる「道路の損傷等通報システム」を導入しています。通報された写真や位置情報を基に、市が必要に応じて修繕を行う仕組みであります。導入から約3年弱であります。以下お伺いいたします。

(1) これまでの実績と通報内容について

(2) 道路、公園など、市民から通報を受けた後の対応について

(3) 対応の迅速性について

通報内容の確認が原則として平日の開庁時間内（８：３０～１７：１５）に限られているため、緊急対応が必要な場合に遅れが生じる可能性があるがどうか。

(4) 市民の認知度について

より多くの市民に利用してもらうための周知の状況についてはどうなのか。

(5) 対応の透明性について

通報後の対応状況を市民が確認できる仕組みについてはどうなのか。

※ 申し合わせ事項に留意する。